

TI J 行動規約

2005年5月27日制定

規約

1、はじめに

この行動規約は特定非営利活動法人トランスペアレンシー・ジャパン（以下 TI-J）の基本的理念とその職員（役員および一般職員）が遵守すべき行動原則の二部から構成される。

TI-J の全職員が参画の上でこの規約を作成し、各自の日常業務や相互連携、意思決定にこれを適用する。

TI-J 職員は誠実性と説明責任で高い水準を維持し、TI-J の基本的理念と行動原則に従って行動し、更にこれらの水準を向上させる。

TI-J 職員は自らが率先して TI の活動を広め、その理想を追求する使命を担っている。

2、行動規約の適用範囲

この規約は役員や一般職員を含むすべての TI-J 職員のために作成されたものである。TI-J で働く者は、ボランティアであれ有給者であれ、TI-J の活動に関する限りこの規約の精神を遵守しなければならない。

3、基本的理念

TI-J の理想	役人・政治家・企業人・市民団体・人々の毎日の生活が腐敗に関らないような日本および世界。
TI-J の価値観	公正・誠実性・透明性・説明責任・連帯・勇気・民主主義
TI-J の使命	腐敗や良い統治に関する情報や知識を集積し、提供することにより日本および世界の腐敗問題に効果的に取組む。 腐敗を防ぐための手段や方法を創造し提言し、それらの実現を目指して活動し、日本国内のみならず国際規模の腐敗を防止する。

4、行動原則

TI-J の職員として下記の原則を尊重することを約す。

- 1) 腐敗防止を目指すすべての個人、団体、企業、組織、政府・自治体、国際機関と協力し合い、TI 本部や各国チャプターとは協調して活動する。
しかし、TI-J はその方針や優先順位を独自に決め、外部からの影響を受けない。
- 2) いかなる相手や同僚にも誠実性、透明性、効率性を尊重しつつ、義務と説明責任を果たす。相手や同僚の権利を尊重する。
- 3) 政治的には公正で無党派・無派閥の立場を堅持する。

- 4) 贈賄や腐敗が明らかな場合は勇気をもって厳しく咎める。ただし、個人を暴き断罪することはしない。
- 5) 信頼性が高い情報に基づく専門的な分析と、高水準の調査を基礎とする見解を得るように努める。
- 6) 報酬を受け取ることが出来るのは、完全に自由で妥協の必要なく意見が発表できるときに限られる。
- 7) 関係者に対して正確で時機を得た報告・連絡・相談をする。
- 8) 自ら基本的人権を尊重し、また他の人にも尊重させるように努める。
- 9) 人材採用・配属にあたっては性別、年齢、宗教、信条についてバランスが取れ多種多様な層を代表し得るように努める。

4、行動基準

4.1 職員相互の関係

- 1) 互いに尊敬し合い、相手への配慮を忘れない。
- 2) 互いにオープンで友好的に連絡や相談を行い、正確かつ効率的に義務や責任を果たす。
- 3) TI-J 内部の個人情報を取り扱う時はプライバシーを尊重する。
 - 4) 特定の職員に影響を与える可能性がある決定は、事前に当人に相談する。

4.2 本部・各国チャプターとの関係

- 1) 本部や各国チャプターに影響を与えるような政策や活動の決定や履行については相手と十分に相談する。
- 2) 本部・各国チャプターからのすべての要求に対して、公正で迅速に対応するように努める。

4.3 利害対立

仕事上で個人的に TI-J、本部、各国チャプターとの間で、または TI-J と関係者との間で利害が対立する場合、その利害対立をオープンにし、TI-J や本部・各国チャプターを利するように透明性の高い方法で解決する。

4.3.1 職員採用、物品調達での家族・友人の優遇禁止

人材雇用、物品調達の手続きは、公正、客観的、公平に行なわれる。特に、

- 1) 家族や友人に対して、あるいは自分・家族・友人が関係する組織に対して便宜を図ってはならない。自分と家族が就業する組織から対価を要する物品・役務を調達してはならない。
- 2) 現職員の家族 配偶者・両親・子供・兄弟 を雇用してはならない。
- 3) すべての役職の任命は職務能力のみに拠る。

4.3.2 贈与、接待等

下記の方針に従い、仕事上の義務を負うような贈与、接待、便宜等を受け取ってはならない。

- 1) 贈与、接待、便宜、値引き等が、職務の遂行、意思の決定に直接、間接に影響を及ぼす場合または及ぼすと思われる場合はこれを受けてはならない。
- 2) 3千円から1万円未満のすべての贈与等は報告すること。また1万円以上の贈与等は受け取ってはならない。
- 3) 報告は適宜の用紙で倫理担当役員に対して行う。

4.3.3 旅行と TI-J 資産

- 1) 職務上の旅行は TI-J または TI の仕事に直接に関連するもので、必要な場合に限り認められる。交通費は経済的かつ適正なものとする。旅費規定は別途定める。
- 2) 航空運賃はエコノミークラスとする。ただし、理事会で決められた基準により事務局長が認めた場合は例外とする。
- 3) TI-J または TI の旅行に個人的な旅行が追加される場合は、旅行前に、また、やむを得ず事後になった場合は、事後速やかに事務局長に報告し、追加費用は自己負担とする。
- 4) TI-J の資産は環境への影響を考慮して効率的に使用しなければならない。TI-J の資産は TI-J または TI の活動目的を達成するためのみに使われる。

4.3.4 個人活動・個人資産

- 1) 職務遂行を損なうような活動、取引、職務取得は、有給であれ無給であれ、これを行ってはならない。
- 2) 個人的な行為であっても TI-J の信用を損なうような活動に関わったり、TI-J の価値観に反する行動をとる個人や公的機関・私企業に対して、TI-J が支援するような印象を与える行為をしてはならない。
- 3) 個人的な資金集め便宜供与のために TI-J の名前を利用してはならない。
- 4) TI-J 活動の基本的価値を保証する政治的中立に悪影響を及ぼしたり、これを妨げたりするような政治活動を行ってはならない。
- 5) 上記の禁止事項の適用に疑念がある場合は、倫理担当役員に事前に相談すること。

4.3.5 報酬

TI-J 職員として広報やメディア報道のための講演や寄稿などで報酬を得るとき

ボランティア職員の場合は著作権および報酬は本人のものとする。有給職員の場合、著作権は TI-J に属し、報酬は TI-J に支払われるのを原則とするが、規準により一部または全部を本人が受領することが出来る。

4.3.6 退職後

将来の雇用見込みによって、仕事上の活動や決定が不当に影響を受けてはならない。

4.3.7 機密保持と透明性

- 1) TI-J の活動に関連して入手した情報は、その性格上当然な場合または要請された場合は、機密事項として扱われなければならない。ただし、人の生命、健康に重大な影響を及ぼす場合はこの限りではない。またこれらを個人的な利益のために使用してはならない。この義務は TI-J を離れても適用される。
- 2) 上記の機密保持の必要性を勘案した上で、すべての決定や行為は出来る限り公開されるものとする。

4.4 資産の透明性

- 1) 監査後の財務書類は見やすい方法で公表される。会計報告書も適正に公表される。
- 2) 10 万円以上の寄附金は毎年公表し、寄付の条件に従って必要な情報は正確、迅速に寄付者に報告される。
- 3) 寄付者の氏名、金額を公表するかどうか、事前に当人の意思を確認する。

4.5 財務の独立性

TI-J の使命遂行の独立性を害するような資金は受け入れない。

- 1) TI-J の反腐敗の使命に賛同する寄付者からのみ資金を受ける。
- 2) 資金源は公的部門、私企業、財団、慈善活動、会費収入などバランスの取れたものとする。
- 3) 上記分類の各項目毎に、多数の者から寄付が集まるように努力する。
- 4) TI-J が独立した行動を取れなくしたり、使命に反する行動を求めたり、行動を取り難くするような条件が付けられる資金は受け入れない。

履行

1、規約の運用

- 1) 倫理に関する内部議論を活発に行い、TI-J の制度、方針、手続きと行動規約の一致を図る。
- 2) 規約は職員に配布し、ホームページに掲載する。
- 3) 規約は雇用契約に記載され、職員は規約への署名が求められる。
コンサルタント・税理士・公認会計士など TI-J の業務に短期的に従事する者にも、この規約は配布されるが、署名は必須ではない。

2、問題提起、内部通報者保護

- 1) 解釈や適用に疑念があったり、規約違反の疑惑があった場合、職員や関係者が直接その職員に問題を提起できないときは、倫理担当役員に提起できる。提起者が倫理担当役員との相談の結果に満足しない場合は倫理審議委員長に提起できる。提起者が最初に倫理担当役員に提起することが適当でないとは判断した場合は、倫理審議委員長に直接、提起することが出来る。
- 2) 疑惑に根拠があるかどうかに関係なく、上司・同僚や倫理担当役員に対し疑惑を提起したり規約上の指導を求めることで、差別されたり、叱責・懲戒されたりすることは無い。
- 3) 重大な法令違反、規約違反があり内部での問題解決が困難であると信ずるに足る十分な根拠があった場合、外部に通報することによって差別されたり、叱責・懲戒されたりすることは無い。
- 4) 問題提起や内部通報の対象となった職員またはその関係者は、これを理由に提起者・通報者に報復や差別をしてはならない。

3、倫理担当役員の役割

- 1) 仮定のケースについて議論する会合などを主催して職員を訓練する。
- 2) 規約違反が起こったと信ずるに足る十分な根拠を持つ職員や関係者からの問題提起を受け付け、その者に助言する。
- 3) 匿名での通報の場合には通報者を探してはならない。
- 4) 結論を出したときは、すべての関係者に通知する。
- 5) 贈与等の報告書を審査し保管する。
- 6) 年に一度、この行動規約の履行状況を調査し、誠実性の向上効果を理事会に報告する。
- 7) 規約の変更について広く職員から意見を集め、理事会で協議する。

4、倫理審議会

- 1) 倫理担当役員や職員、関係者は倫理審議会に問題提起をすることが出来る。倫理審議会では倫理担当役員は匿名の通報について通報者を特定してはならない。
- 2) 倫理審議委員長は倫理審議会を招集し、会議への出席者を決定する。
- 3) 倫理担当役員は当事者の同意がない限り、事前に対外秘で協議された内容は機密を保持しなければならない。
- 4) 倫理審議会は人事問題を取り扱ってはならない。
- 5) 倫理審議会での結論はすべての関係者に文書で通知し、法令上の要求がある場合はもとより、倫理審議委員長が必要と判断した場合は関係当局に報告しなければならない。
- 6) 倫理審議会の構成メンバーは理事会が任命する。ただし、倫理審議委員長は TI-J の正会員とする。任期は1年とする。
- 7) 倫理審議会の構成員が関係している問題を協議するときは、その者を会議から除外し、交代委員は倫理審議委員長が任命する。
- 8) 採決は多数決を適用する。

5、規約改正

規約の改正はすべての関係者の議論に付され、理事会で決定される。直近の総会に報告して承認を受ける。

- 付則
- 1、倫理担当役員は監事とし、任期は監事のそれに準ずる。
 - 2、倫理審議委員会の構成は5名とする。

この行動規約を熟読の上、これを遵守することを確約します。

年 月 日

署名